

伊勢原市下水道事業経営戦略の策定について

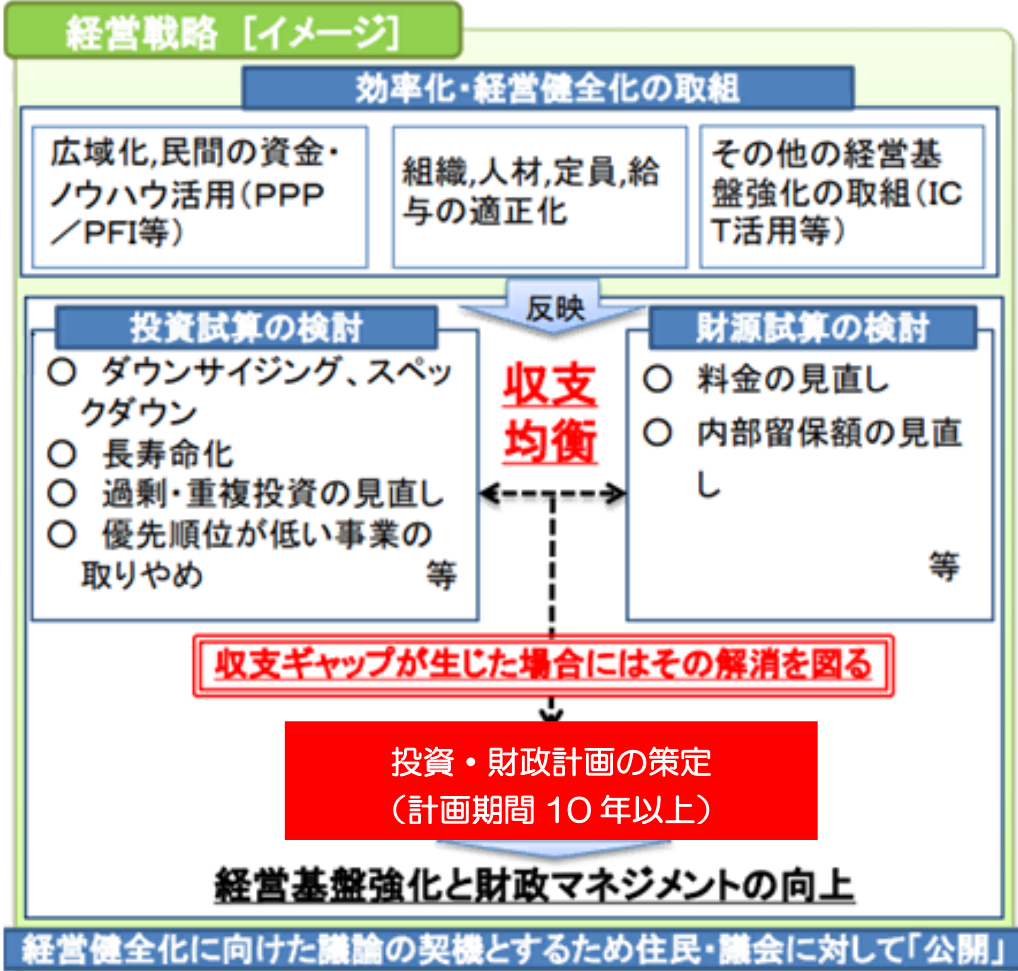
1 経営戦略策定の必要性

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少や施設の老朽化など厳しさを増しており、経営健全化の取組みが求められています。このような中、各公営企業が将来にわたって住民生活に必要なサービスの提供を安定的に継続できるよう、総務省は令和2年度末までに経営戦略を策定するよう要請しました。

本市の公共下水道事業は平成31年4月に地方公営企業法を適用し、財政状況の見える化が図られたことに加え、全体計画の見直しにより、投資期間・計画の明確化が図られたことから、令和2年度に経営戦略（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定しました。

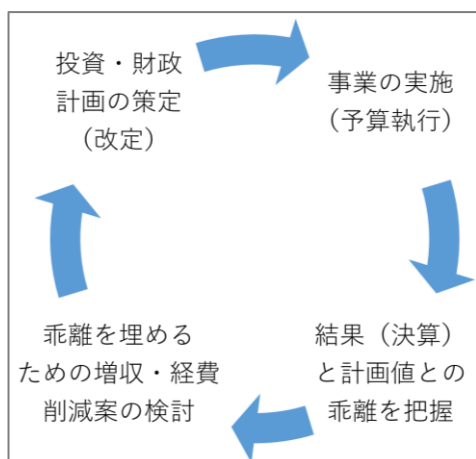
2 経営戦略のイメージ

出典：総務省「公営企業の「経営戦略」の策定推進について」



経営戦略の目的は収支均衡を図ったうえで、投資・財政計画を策定し、経営基盤の強化・財政マネジメントの向上を図る。

3 経営戦略の活用について



投資・財政計画を策定したうえで、事業を実施し、結果（決算）と計画値との乖離を把握します。

結果と計画値との乖離が大きい場合には、下水道使用料の改正などの増収施策や経費削減に向けた取組みを検討し、投資・財政計画の見直しを行います。

なお、計画の見直しについては、国の指針に基づき、5年ごとに実施する予定です。

4 計画内容

投資・財源試算を行い、令和3年度から令和12年度までの10年間の投資・財政計画を策定いたしました。

なお、計画における基本的な経営目標や推計における考え方は次のとおりです。

(1) 令和12年度までにおける経営目標

- ア 資本費平準化債発行額を段階的に縮減、ゼロに（企業債残高の縮減）**
- イ 一般会計からの繰入金を前年度比で1%ずつ縮減（独立採算）**
- ウ 資金残高10億円の確保（経営基盤の安定性を確保）**

(2) 推計における考え方

- ア 収益の根幹である下水道使用料は、東部第二土地区画整理区域や伊勢原大山IC土地区画整理区域への企業の進出による汚水量の増加等により、令和12年度まで増加することを見込む。
- イ 下水道使用料の増収に伴い、令和12年度に経費回収率（※）はおよそ99%近くまで上昇することから、現段階での下水道使用料の改正は見込まない。
- ウ 資本費平準化債の段階的な縮減に伴い、令和12年度までに新規発行額をゼロにすること、また市街化区域の概成後（令和7～8年度を予定）は建設改良費が減少に転じ、企業債残高全体も縮減方向へと向かうことを見込む。
- エ 全体計画の見直しを踏まえ、公共下水道未普及地区を令和12年度までに整備する。
- オ 浸水被害を軽減するため、雨水矢羽根幹線や雨水歌川幹線の再整備を図る。
- カ 汚水管渠、中継ポンプ場、終末処理場を計画的に機能診断し、汚水処理機能の長寿命化対策を実施する。
- キ 施設の耐震診断を行い、耐震補強を実施する。

5 備考

公営企業会計への移行に伴い指標等の計算方法が変更となったことから、平成28年度に策定した「伊勢原市公共下水道経営健全化計画」に代わり、「伊勢原市下水道事業経営戦略」にて経営目標を定め、下水道経営を進めていきます。